

マンション建替えに伴う都営住宅の提供（仮住居）について （令和 7 年度分利用意向調査のお知らせ）

東京都は、都内での「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」（以下「マンション建替法」という。）に基づくマンションの建替えの実施にあたり、仮住居として都営住宅を提供することで、円滑な建替えの実施を支援しています。

このたび、本制度による令和 7 年度分の募集に先立ち、必要となる仮住居の規模等を把握するため、利用意向調査を実施します。

令和 7 年 11 月から令和 8 年 10 月までに建替えを予定している都内のマンションの管理組合等で、本制度の利用を希望するマンションの代表者は、「利用意向調査の提出要領」に従い、提出してください。

- この利用意向調査を提出したマンションを対象に募集時期及び募集住宅を決定し、該当するマンションの代表者へ、募集の開始について通知します。
- 利用意向調査票を提出されていない場合、そのマンションは、令和 7 年度の募集対象となりませんので、ご注意ください。
- 提出にあたっては、本制度の利用について、マンションの区分所有者全員の理解を得られていることが前提になりますので、調査票の記入に際しては、仮住居の利用を希望される方とよく話し合って記入して下さい。
- なお、調査票の記入方法については、別添「利用意向調査票（様式 1）の書き方」を参照してください。

令和7年度募集の概要（予定）

（１）入居期間

マンションの建替え工事が竣工し、入居が可能となるまでの期間
（ただし、最長５年間までとします。）

（２）入居資格

- ① マンション建替法に基づくマンション建替事業またはマンション敷地売却事業を施行中、または施行する予定のマンションに現に居住している方で、工事期間中の仮住居の確保が困難であり、かつ建替え後のマンションに居住することが確実な、区分所有者又は借家人
- ② 都営住宅の入居資格（収入等）を備えていること
（東京都都営住宅入居者募集サイトポータルページ参照）
（URL：https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/toei_online/）
- ③ マンションの代表者が、当該年度の利用意向調査票を提出していること
- ④ 原則として都営住宅の入居許可日前にマンション建替法による権利変換期日または権利消滅期日が到来すること

【利用意向調査の提出要領】

- ① 対象マンション：令和7年11月から令和8年10月までにマンション建替法による具体的な建替えの予定があり、仮住居として都営住宅の提供を希望するマンション

- ② 「利用意向調査票」の配布期間・配布方法：

令和7年1月22日（水）～ 令和7年3月6日（木）

- ・ 配布方法：東京都マンションポータルサイトに掲載

(URL：<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/tatekae/33toejiutaku.html>)

- ③ 「利用意向調査票」の提出期間：

令和7年2月20日（木）～ 令和7年3月6日（木）

- ④ 調査票の提出者：マンションの代表者（※次頁「注意事項1」参照のこと）

- ⑤ 提出書類： ア) 利用意向調査票（様式1）
 イ) マンションの案内図
 ウ) マンションの代表者の資格を確認する書類
 （※次頁「注意事項2」参照のこと）

- ⑥ 提出方法：郵送（上記提出期間最終日当日消印有効）

- ⑦ 提出先： 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
 東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
 マンション建替え支援担当 Tel03-5320-4941 (直通)

注意事項1

◎ マンションの代表者の資格について

マンションの代表者は、以下のいずれかに該当し、かつ提出にあたってこの条件を確認できる書類を添付していただきます。なお、提出にあたり、区分所有者に周知し同意を得た状況について所定欄に記入していただきます。

- ① (マンション建替法第9条第1項による) **建替組合の理事長**
- ② (マンション建替法第45条第1項による) (個人) **施行者**
- ③ (マンション建替法第120条第1項による) **敷地売却組合の理事長**
- ④ (上記①～③に該当しない場合) **管理組合の理事長等マンションの区分所有者を代表する立場にある方**

注意事項2

◎ 添付書類について(※代表者の資格によって提出書類が異なります。)

提出に際しては、利用意向調査票の他に、必要に応じ下記の書類を添付してください。

① 「マンションの案内図」

マンションの所在地がわかる地図（できれば建物の配置がわかるもの）

② 「マンションの代表者の資格を確認する書類等」

マンションの代表者の資格を確認するため、以下「あ」～「え」のうち該当する書類

※「マンションの代表者」が

あ. 建替組合の理事長の場合、次のいずれか

- ・「マンション建替組合理事長氏名等届出書」の写し
- ・ 区市長等の行った認可公告の写し

い. (個人)施行者の場合、次のいずれか

- ・「マンション建替事業施行認可書」の写し
- ・ 区市長等の行った認可公告の写し

う. 敷地売却組合の理事長の場合、次のいずれか

- ・「マンション敷地売却組合理事長氏名等届出書」の写し
- ・ 区市長等の行った認可公告の写し

え. 上記「あ」～「う」に該当しない場合

- ・マンションの区分所有者を代表する立場であることを確認できる書類

(例: 管理組合の理事長に就任したときの総会の議事録、管理組合法人の登記簿の写し等)

注意事項3

◎ その他重要な事項について

- ① 利用意向調査票の提出後、記載内容に変更があった場合は、下記のお問い合わせ先に連絡してください。必要があれば「**利用意向調査票記載内容変更届**」(様式2)を提出してください。
- ② 記載内容に虚偽又は重大な誤りがあった場合、当初の予定が遅れた場合は、令和7年度の本制度による募集の対象とならない場合があります。
- ③ 3年以上連続して利用意向調査票の提出はできません。
- ④ 利用意向調査票を提出していただいた後、記載内容についておたずねしたり、追加資料の提出をお願いしたりすることがあります。あらかじめご了承ください。



※ 本制度に関して不明な点などございましたら、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課マンション建替え支援担当

電話 03-5320-4941 (直通)